

第5節 興行場、公会堂及び集会場

(平5条例43・全改)

【敷地と道路との関係】

第29条 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場（以下「興行場」という。）、公会堂又は集会場（興行場又は公会堂の用途に供しない建築物にあつては、床面積が200平方メートルを超える集会室を有するもの又は集会室の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。以下この節において同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その客席又は集会室（以下「客席等」という。）の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この条において同じ。）に1箇所下同表に掲げる道路の幅員の2倍の長さ（敷地の外周の長さの7分の1以上接する場合においては、その長さ）で接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

客席等の床面積の合計	道路の幅員
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	6メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 前項に掲げる用途に供する建築物の敷地が、客席等の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の2以上の道路にそれぞれ1箇所下同表に掲げる道路の幅員の2倍の長さで接する場合で、その接する部分にそれぞれ出入口（一の道路にあつては、主要な出入口）を設け、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面するときは、同項の規定は、適用しない。

客席等の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	4メートル以上

3 同一建築物内にある2以上の興行場、公会堂又は集会場が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は令第112条第19項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの主要な出入口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合においては、それぞれの興行場、公会堂又は集会場について前2項並びに次条及び第40条の規定を適用する。

4 第1項及び前項の規定は、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・一部改正、平5条例43・全改、平10条例57・平12条例83・平22条例5・平30条例51・令元条例18・令2条例15・一部改正)

本条では、興行場等は一時に不特定多数の人が利用する建築物であるため、避難、通行の安全を図る観点から、興行場等の用途に供する建築物の敷地が接する道路の幅員、その道路が敷地に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。

なお、「主要な出入口」とは、客が日常出入りする出入口が対象となり、第4条の2第2項と同様です（P24 参照）。

適用対象のうち集会場については、一定規模を超えるものに限り適用することとしています。この結果、すべての集会室の床面積がそれぞれ 200 平方メートル以下で、かつ、その床面積の合計が 1,000 平方メートル以下の集会場は、本条以下第5節の適用対象から除外されることとなります。この限定適用は第5節にのみ有効であり、法令の適用には無関係です。

なお、集会場とは、興行場及び公会堂以外の一時に不特定多数の人が利用する客席や集会室をもつ建築物です。集会場に該当するか否かは、名称によらず使用形態の実態に照らして判断する必要があります。

● 第1項

客席等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員を段階的に定めています。

敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22、P23 参照）。

「1 箇所」で道路に接する長さとは、「1 の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が 120 度を超える場合にあっては、その道路は「1 の道路」として取り扱うものとします（P23 参照）。

なお、敷地が接する道路については、第4条の2第2項と同様に、その種類を限定しています（P24 参照）。

● 第2項

前面道路が2以上ある場合の緩和規定です。この場合、2以上の方向への避難を確保するために、これらの道路に表に掲げる道路の幅員の2倍の長さで接し、客用の出口がそれぞれの道路に面していることが必要です。

なお、ここでいう、「道路に面する」とは、「原則として、建物の出入口から直交方向で道路を見通すことができ、かつ、道路に通じる通路がとれるもので、避難及び通行の安全上支障のない場合」とします。

● 第3項

耐火構造の壁等で防火区画され、主要な出入口がそれぞれ別の道路に面している2以上の興行場等に関する規定です。この場合、これらの合計面積で接道規定を適用することは不合理であるため、分離してそれぞれ別々に考えて前2項の規定を適用することとしています。

客席等の規模によっては、第32条の敷地内通路の規定により本条で必要とされるよりも広い接道長さが必要とされる場合もあるので、注意が必要です。

● 第4項

市長の許可にかかる緩和規定です。

【前面空地】

第 30 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の主要な出入口と前条の規定により設けられた敷地の主要な出入口との間には、客席等（その主要な出入口を使用するものに限る。以下この項において同じ。）の床面積に 10 分の 1 を乗じて得た数値（いす席が床に固定されている客席等にあつては、客席等のいす席の席数（長いすにあつては、当該長いすの正面の幅を 40 センチメートルで除した数値（1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。）を当該長いすの席数とみなす。以下この節において同じ。）10 席につき 0.5 平方メートルの割合で計算した数値）の合計以上の面積を有する通行上及び避難上有効な空地を設けなければならない。

2 前項の空地には、次に定める構造の歩廊、ポーチその他これらに類する建築物又は歩廊、ポーチその他これらに類する建築物の部分の設けることができる。

- (1) 内法の高さは、3メートル以上とすること。
- (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。
- (3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないものとする。
- (4) 外気に有効に開放されていること。

(昭 47 条例 11・昭 57 条例 47・平 3 条例 71・一部改正、平 5 条例 43・全改、平 22 条例 5・一部改正)

本条では、避難の安全や出入口周辺での混雑緩和を図る観点から、興行場等の主要な出入口と敷地の主要な出入口との間に空地を確保させることとしています（第 31 条 P87 図 1 及び図 2）。

● 第 1 項

空地の面積は客席等の床面積の合計により規定していますが、「いす席が床に固定されている客席等」の場合は、定員（固定いす席の席数）による制限としています。一の主要な出入口を使用する客席等が複数ある場合については、それぞれの客席等について本規定を適用して面積を求め、これらを合算したものが、当該主要な出入口の前面に設けなければならない空地の必要面積となります。「いす席が固定されている客席等」とは、通路部分を除くすべての部分においていす席が床に固定されている客席等をいい、部分的にいす席を床に固定したものは該当しません。

また、長いすの場合は、図 1 のとおり、当該長いすの正面の幅を 40 センチメートルで除した数値（1 未満の端数が生じたときは、それぞれ 1 に切り上げます。）を当該長いすの席数とみなします。

なお、空地の形状については自由ですが、通行上又は避難上有効でない形状の部分は面積に算入することができません。

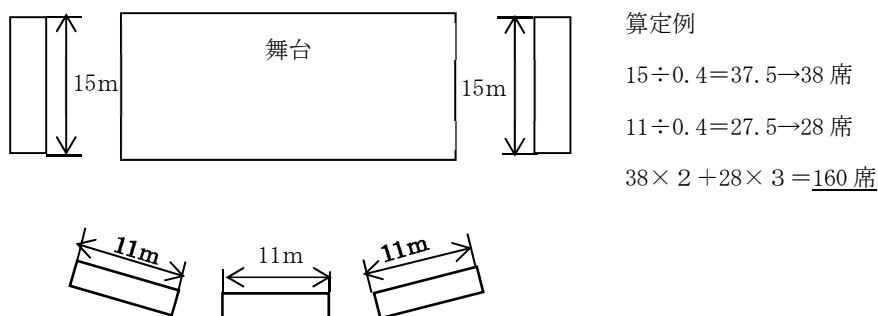


図 1 長いすの席数の算定例

● 第2項

主要な出入口の前面に歩廊やポーチなどを設けた場合には、一定の構造制限を付加した上で、第1項の空地とみなす旨の緩和規定です。

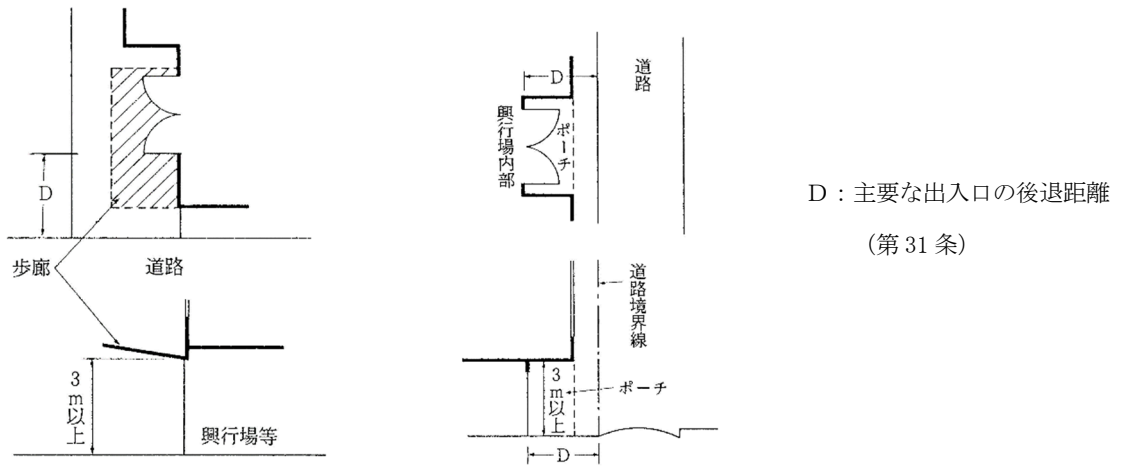


図 2 歩廊、ポーチその他これらに類するもの

【主要な出入口等の後退】

第 31 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の主要な出入口は、道路境界線から前条第 1 項の規定により必要とされる空地の面積の平方根の 2 分の 1 の数値（10 メートルを超える数値となる場合においては、10 メートル）以上後退して設けなければならない。

2 前項に掲げる用途に供する建築物の客用の出口（同項の主要な出入口を除く。）は、道路境界線から 1 メートル以上後退して設けなければならない。ただし、道路の歩道の部分（その部分の幅員が 1 メートル以上のものに限る。）に通ずる場合においては、この限りでない。

（平 5 条例 43 ・ 全改 ・ 平 22 条例 5 ・ 一部改正）

本条では、出入口周辺における避難の安全、混雑緩和及び道路へ飛び出すことによる交通事故の防止を図る観点から、興行場等の主要な出入口等は道路境界線から後退することとしています。なお、道路に面していない主要な出入口および客用の出口についても適用されます。

● 第 1 項

主要な出入口の後退について定めており、その距離は前条において必要とされる空地の面積の平方根の 2 分の 1 以上と定めています。

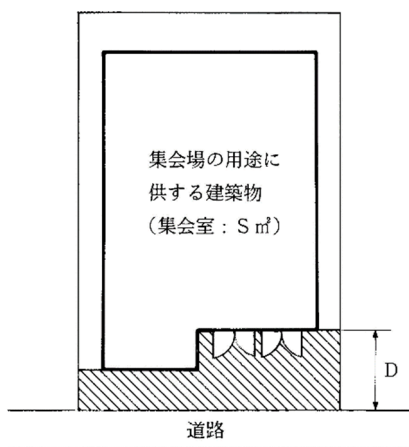
例：いす席が床に固定されている席数 720 席の客席をもつ興行場の場合

必要とされる前面空地の面積 $720 \times 0.05 = 36$ (㎡)

よって後退距離は $\sqrt{36 \times 1/2} = 3$ (m) 3 メートル以上となります。

● 第 2 項

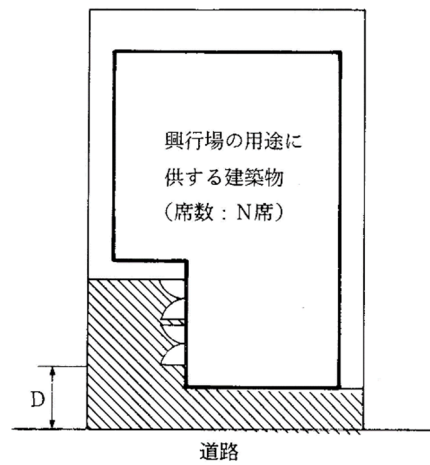
客用の出口（第 1 項の主要な出入口を除きます。）の後退について定めており、その距離は 1 メートル以上と定めています。なお、「客用の出口」とは客が災害時も含めて使用するすべての出口をいいます。



■ : 前面空地 $\geq S/10$ (㎡)

D : 後退距離 $\geq \sqrt{(S/10) \times 1/2}$ (m)

図 1 前面空地及び主要な出入口の後退(集会場)



■ : 前面空地 $\geq 5N/100$ (㎡)

D : 後退距離 $\geq \sqrt{(5N/100) \times 1/2}$ (m)

図 2 前面空地及び主要な出入口の後退(固定いす席の客席をもつ興行場)

【敷地内の通路】

第 32 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物にあっては、敷地内に客用の出口から道路等に通ずる通路を設けなければならない。

- 2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上で、かつ、客用の出口の幅以上としなければならない。
- 3 第1項に掲げる用途に供する建築物に客用の出口を2以上設けた場合で、それぞれの客用の出口から道路等に通ずる通路に重複区間があるときは、その重複区間の幅員は、当該重複区間を利用して避難する客用の出口の幅の合計以上としなければならない。
- 4 第1項の通路には、3段以下の段を設けてはならない。
- 5 第1項の通路は、第30条第1項に規定する通行上及び避難上有効な空地と重複することができる。
- 6 第1項の通路には、第30条第2項の規定に適合する建築物又は建築物の部分の部分を設けることができる。

(平5条例43・全改、平22条例5・一部改正)

本条では、出入口から道路までの間における避難の安全や混雑緩和を図る観点から、興行場等の客用の出口から道路等に通ずる敷地内の通路を設けることとしています。なお、本条における「客用の出口」には主要な出入口も含まれます。

なお、客席等の規模によっては、第29条で必要とされる接道長さより、本条の敷地内通路の規定によって広い接道長さが必要とされる場合もあるので、注意が必要です。

● 第2項

敷地内の通路の幅員の規定です。

● 第3項

2以上の敷地内の通路が重複する場合の規定です。例えば、幅1.2メートルの出口が2つある場合の敷地内の通路については、重複区間以外ではそれぞれ1.5メートル以上ですが、重複区間では3メートル以上ではなく2.4メートル以上とすることができます。図1は、非常口（客用の出口）と主要な出入口からの敷地内の通路が重複する場合の例です。

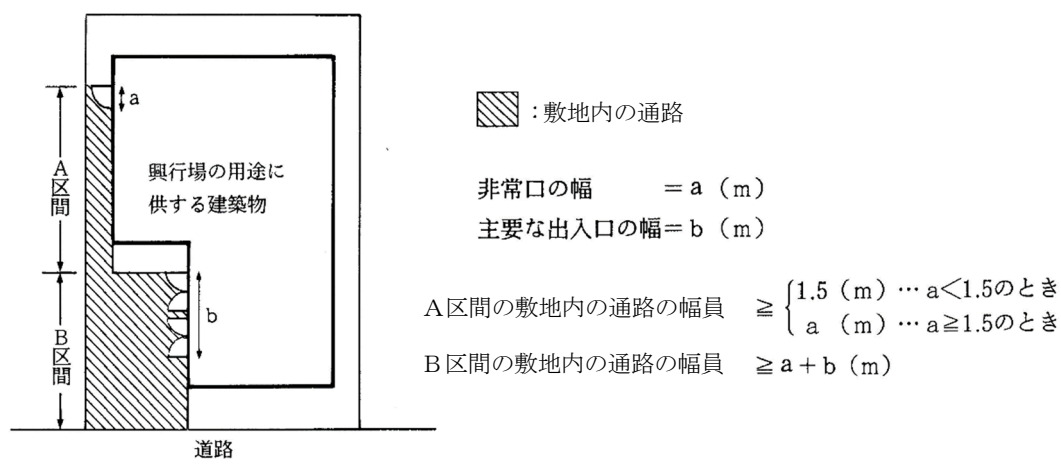


図 1 敷地内の通路の重複

● 第4項

敷地内の通路に階段を設ける場合、その段数が少ないと混雑時等に階段の有無が確認できないために転倒するおそれがあるため、設ける場合の最小段数を規定しています。

● 第5項

敷地内の通路が第30条の前面空地と重複することができることを規定しています。

● 第6項

敷地内の通路の上空は青空が原則ですが、第30条第2項各号に規定する歩廊等については設けてもよいこととする規定です。

【客席等を避難階以外の階に設けるとき構造】

第33条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるもの（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、又は特定主要構造部を耐火構造としなければならない。

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 興行場、公会堂又は集会場の客席等で、地階に設けるものの構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客席等を設けた階が避難階となる場合においては、この限りでない。

(1) 客席等の床面積の合計は、200平方メートル以下とすること。

(2) 客席等の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。

(平5条例43・全改、平12条例83・平27条例40・令元条例11・令6条例46・一部改正)

本節の適用対象建築物のうち法第27条の適用を受けない建築物について構造制限を付加したものです。

● 第1項

客席等が避難階以外の階にあるものは、避難階のみにあるものと比較して防火上、避難上及び安全上の点で危険度が高いため、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造、又は特定主要構造部を耐火構造とすることを規定しています。

● 第2項

別の建築物とみなす規定です。火熱遮断壁等により区画された場合、当該火熱遮断壁等で分離された部分を別の建築物とみなし、第1項を適用します。

● 第3項

興行場、公会堂又は集会場で、地階に客席等を設けた場合の規模及び構造を規定しています。ただし書の趣旨は、地階であっても避難階となるものについては適用を除外したものです。

【客席等の通路の構造等】

第 34 条 興行場、公会堂又は集会場の客席等の通路を傾斜路とする場合の勾配は、10 分の 1（滑止めを設けた場合においては、8 分の 1）以下としなければならない。

2 前項の通路を階段状とする場合の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) けあげは 18 センチメートル（段床を縦断する通路にあつては、25 センチメートル）以下とし、踏面は 26 センチメートル以上とすること。
- (2) 段床を縦断する通路で高低の差が 3 メートルを超えるものにあつては、高さ 3 メートル以下ごとに、その通路の幅以上の踏幅を有する踊場を設けること。

（平 3 条例 71・旧第 38 条一部改正、平 5 条例 43・全改、平 22 条例 5・一部改正）

本条は、客席等内部での避難の安全を確保するため、客席等の通路の構造を規定しています。

● 第 1 項

通路を傾斜路とする場合の勾配について規定しています。

● 第 2 項

通路を階段状とする場合のけあげ及び踏面の寸法と踊場の設置を規定しています（図 1）。

なお、客席等のいす席の間隔、通路幅等については、横浜市火災予防条例第 60 条又は第 61 条において定められています。

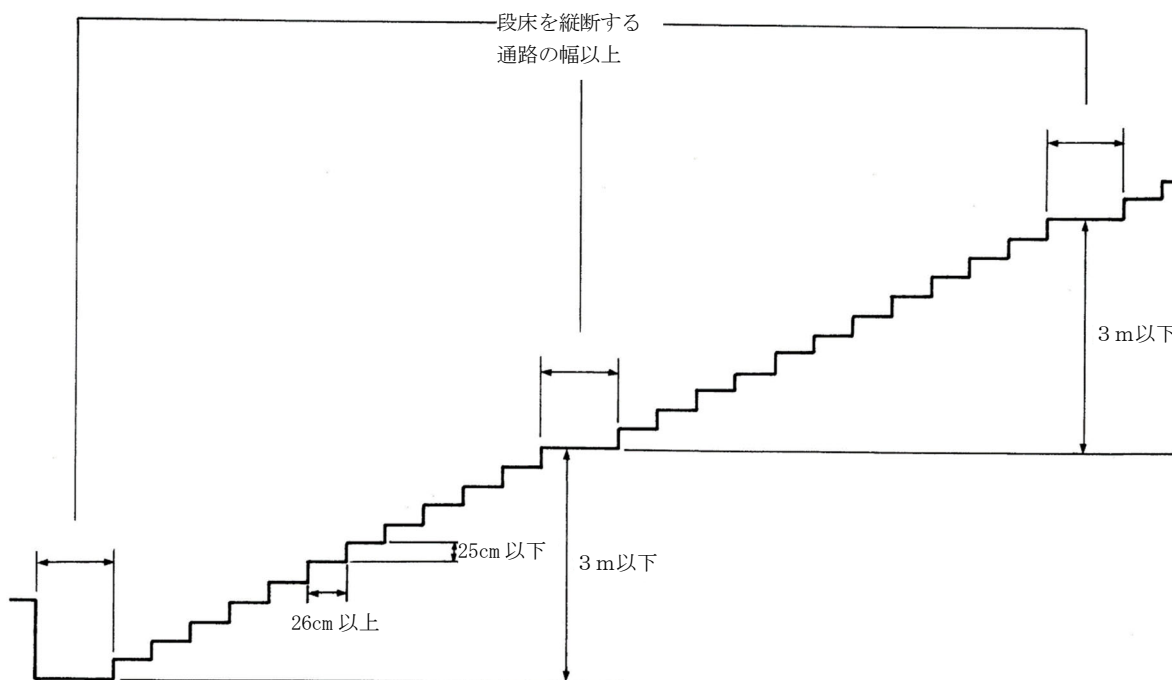


図 1 敷地内の通路の重複

【手すり等の設置】

第 34 条の 2 興行場、公会堂又は集会場の屋外の客席の前面（舞台その他これに類するものに接する部分を除く。）には、高さ 75 センチメートル以上の堅固な手すりその他これに類するものを設けなければならない。

(平 8 条例 8 ・追加)

本条は、興行場、公会堂又は集会場の客席内での観客の安全を確保するため、客席の前面に手すり等を設置しなければならないこととしたものです（図 1）。

この規定の対象は、屋外の客席に限定しています。

なお、屋内の客席については、同様の制限が横浜市火災予防条例第 60 条第 4 号に規定されています。

「手すりその他これに類するもの」とは、手すりの他にこれと同等に安全の確保に有効なものをいい、パイプ状若しくはネット状又は強化ガラス等のフェンス又は腰壁などが該当すると考えられます。

「堅固な」とは、安全を確保する上で手すりに必要な強度を保有していることをいい、衝撃による脱落、破損等が生じないものであることが必要です。

「舞台その他これに類するものに接する部分」とは、図 2 のとおり、安全上の手すりの設置を要しない部分をいいます。

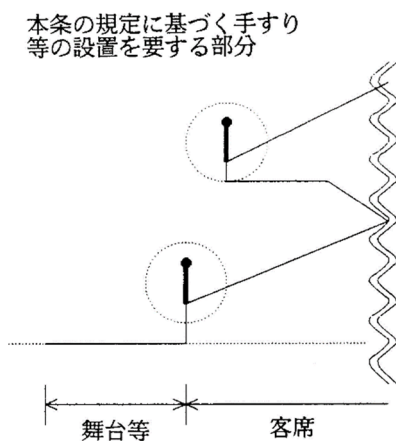


図 1 手すり等を設置する部分

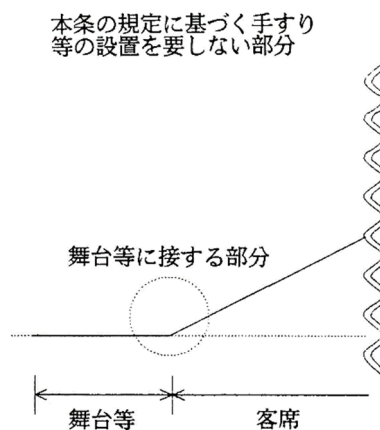


図 2 舞台その他これに類するものに接する部分

【客席等の出口】

第 35 条 興行場、公会堂又は集会場の客席等の客用の出口の数は、その客席等の床面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。

客席等の床面積	出口の数
25 平方メートル以下のもの	1 以上
25 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	2 以上
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	3 以上
300 平方メートルを超え 600 平方メートル以下のもの	4 以上
600 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	5 以上
1,000 平方メートルを超えるもの	6 以上

2 前項の客席等の客用の出口の数は、いす席が床に固定されている場合においては、同項の規定にかかわらず、その客席等のいす席の席数に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。

客席等のいす席の席数	出口の数
50 席以下のもの	1 以上
51 席以上 400 席以下のもの	2 以上
401 席以上 600 席以下のもの	3 以上
601 席以上 1,200 席以下のもの	4 以上
1,201 席以上 2,000 席以下のもの	5 以上
2,001 席以上のもの	6 以上

3 前 2 項の客用の出口の幅は 1.2 メートル以上とし、その幅の合計は客席等の床面積 10 平方メートルにつき 17 センチメートルの割合で計算した数値（いす席が床に固定されている客席等にあつては、客席等のいす席の席数 10 席につき 8 センチメートルの割合で計算した数値）以上としなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により客用の出口を 2 以上設けなければならない場合においては、それらを互いに近接しない位置に設けなければならない。

5 第 1 項又は第 2 項の客用の出口の部分の床面には、段を設けてはならない。ただし、その出口が通ずる廊下又は広間の類を避難上有効なバルコニー、屋上広場又ははらぼりとした場合においては、この限りでない。

6 第 1 項又は第 2 項の客用の出口は、廊下若しくは広間の類又は屋外へ通ずるものでなければならない。

(平 5 条例 43・全改、平 22 条例 5・一部改正)

本条は、客席等からの避難の安全を図るため、客席等の出口の構造等を規定しています。

● 第1項、第2項

客席等の出口の数を、それぞれ客席等の床面積及びいす席の席数に応じて規定しています。なお、長いすの場合の席数の算定方法は、P85 図1を参照して下さい。

● 第3項

客用の出口の最低幅を規定するとともに、その幅の合計を客席等の床面積又はいす席の席数により規定しています。なお、長いすの場合の席数の算定方法は、P85 図1を参照して下さい。

● 第4項

避難の有効性を高めるために、客席等の出口を2以上設ける場合には互いに近接しない位置に設けることとしたものです。

● 第5項

避難時に在館者が出口付近を通過する際に、転倒することを防止するために床面に段を設けることを禁止したものです。

【廊下及び広間の類】

第36条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の避難階に客席等を設ける場合においては、その階の客席等の客用の出口（屋外に通ずるものを除く。）から建築物の客用の出口に至る部分に、廊下又は広間の類を設けなければならない。

2 前項に掲げる用途に供する建築物の避難階以外の階に客席等を設ける場合においては、その階の客席等の客用の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。以下同じ。）に至る部分及び避難階におけるその直通階段（屋外に通ずるものを除く。）から建築物の客用の出口に至る部分に、廊下又は広間の類を設けなければならない。

3 前2項の廊下又は広間の類と客席等とは、客席等が外気に有効に開放されている場合を除き、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、用途上やむを得ない場合においては、これらに吸音材その他これに類するものを張り付けることができる。

4 第1項及び第2項の廊下又は広間の類の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.2メートル以上とし、かつ、70センチメートルに、客席等の床面積60平方メートルにつき10センチメートルの割合で計算した数値（いす席が床に固定されている客席等にあつては、客席等のいす席の席数100席につき8センチメートルの割合で計算した数値）の合計を加算した数値以上とすること。

(2) 段を設ける場合の段の数並びに段のけあげ及び踏面は、それぞれ、4段以上並びに18センチメートル以下及び26センチメートル以上とすること。

(3) 傾斜路とする場合の勾配は、10分の1（滑止めを設けた場合においては、8分の1）以下とすること。

5 第1項及び第2項の廊下又は広間の類は、避難上有効なバルコニー、屋上広場又はからぼりとすることができる。

（平3条例71・旧第35条一部改正、平5条例43・全改、平10条例57・平12条例83・平16条例51・平22条例5・一部改正）

本条では、興行場等は興行等の前後の短時間に集散する施設であることから、客席等から建築物の出口までの避難の安全を図るため、廊下及び広間の類に関する制限を規定しています。

● 第1項、第2項

客席等の出口から建築物の客用の出口までの避難経路を確保するために、廊下又は広間の類を適切に設けることを規定しています(図1)。なお、避難階において、客席等の出口又は直通階段の出口が直接屋外に通ずるように設けられている場合は、その部分について、廊下又は広間の類の設置の必要はありません。

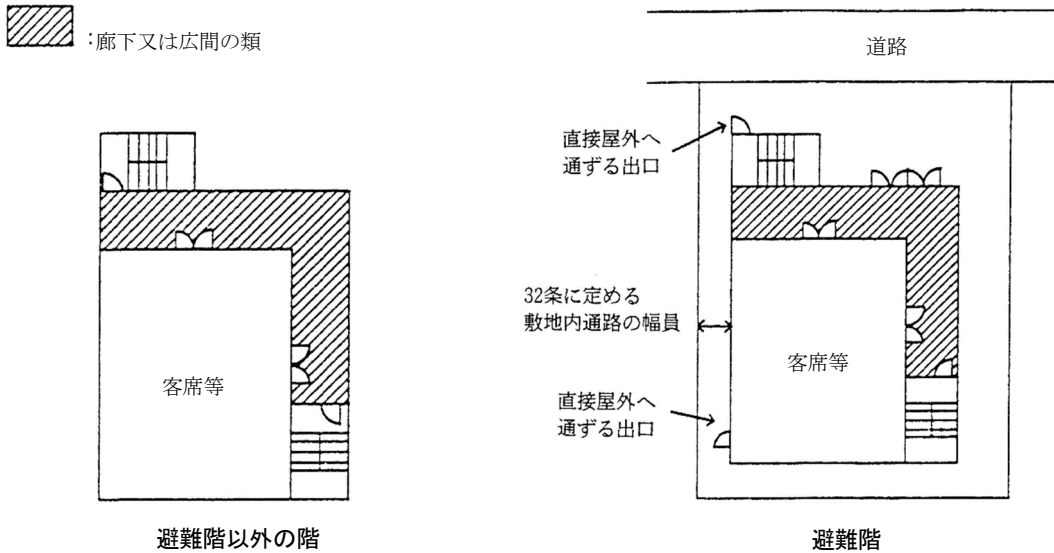


図 1 廊下又は広間の類の設置

● 第3項

客席等と廊下又は広間の類とを区画する壁等の構造を規定しています。ただし書は、音響上等の理由から吸音材等を張り付けることを許容したものです。

● 第4項

廊下又は広間の類の幅並びに段を設ける場合及び傾斜路を設ける場合の構造を規定しています。なお、長いすの場合の席数の算定方法は、P85 図1を参照して下さい。

● 第5項

廊下又は広場の類を避難上有効なバルコニー、屋上広場又はからぼりとする事ができる旨の規定です。この場合、避難上有効なバルコニー、屋上広場又はからぼりは第3項及び第4項の各号に適合する構造とする必要があります。

【階段の構造】

第37条 興行場、公会堂又は集会場の客用の階段には、回り段を設けてはならない。

(平5条例43・全改)

客用の階段における避難時の安全を図るため、回り段を禁止した規定です。

【直通階段】

- 第 38 条** 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の避難階又は地上に通ずる直通階段の各階における幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうち客席等の床面積の合計が最大の階における客席等の床面積 10 平方メートルにつき 17 センチメートルの割合で計算した数値（いす席が床に固定されている客席等にあっては、客席等のいす席の席数 10 席につき 8 センチメートルの割合で計算した数値）の合計以上としなければならない。ただし、当該建築物に興行場、公会堂又は集会場以外の用途に供する部分がある場合においては、その直通階段の各階における幅の合計は、それぞれの用途に供する部分について必要とされる幅の合計の和以上としなければならない。
- 2 前項の直通階段のうち 2 以上の直通階段は、客席等の各部分からの歩行距離が 60 メートル以下となる位置に設けなければならない。
- 3 客席等の各部分から前項の直通階段に至る歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときは、その重複区間の長さは、それぞれの歩行距離の数値の 2 分の 1 以下としなければならない。
- 4 第 1 項の直通階段のうち 2 以上の直通階段は、令第 122 条の規定により特別避難階段としなければならない場合を除き、令第 123 条の規定による避難階又は特別避難階としなければならない。ただし、主階を避難階に設けた興行場、公会堂又は集会場の直通階段にあっては、この限りでない。

(平 5 条例 43・全改)

本条では、興行場等は当該建築物に不慣れな不特定多数の人が高密度な状態で利用することから、階段における避難の安全を確保するために設けられた規定です。

● 第 1 項

直通階段の各階における幅の合計について規定しており、当該階より上にある階のうち客席等の規模が最大の階における客席等の床面積の合計又はいす席の席数により決定されます。ただし書は、他の用途との複合建築物の場合の取り扱いを定めたものですが、「幅の合計」が必要となるのは一定規模を超える物品販売業を営む店舗のみであるため、これ以外の用途との複合の場合には無関係です。なお、長いすの場合の席数の算定方法は、P85 図 1 を参照して下さい。

● 第 2 項

直通階段の位置を規定しています。なお、「歩行距離」とは歩行可能な経路の距離であり、固定いす席が設けられている客席の場合には、直線距離ではなく通路を経由した経路の距離となります。

● 第 3 項

2 方向の避難経路を有効に確保する観点から、直通階段に至る歩行経路の重複区間の長さを規定しています。

● 第 4 項

直通階段のうち 2 以上を避難階又は特別避難階とすることとしています。

【屋上広場等】

第 39 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する階（5階以上の階で、その階の客席等の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるものに限る。）にあつては、その階の廊下若しくは広間の類又は客席等に接する屋上広場又はバルコニー（以下この条において「屋上広場等」という。）を設けなければならない。ただし、その階の廊下若しくは広間の類又は客席等から屋上広場等に通ずる 2 以上の直通階段（令第 123 条の規定に適合する避難階段又は特別避難階段としたものに限る。）を設けた場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により設ける屋上広場等の構造は、避難上有効なものとして規則で定める基準に適合しなければならない。

（平 5 条例 43・全改・平 22 条例 5・一部改正）

【屋上広場等の構造に関する基準】

細則第 21 条 条例第 39 条第 2 項の規則で定める基準は、屋上広場にあつては第 1 号から第 6 号までに、バルコニーにあつては第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 11 号までに掲げるものとする。

- (1) 屋内から屋上広場又はバルコニー（次号及び第 5 号において「屋上広場等」という。）に通ずる出入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さは、それぞれ、75 センチメートル以上、1.8 メートル以上及び 15 センチメートル以下とすること。
- (2) 屋上広場等に面する外壁に設けられた開口部は、法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備を有すること。
- (3) 床は、耐火構造とすること。
- (4) 避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。
- (5) 屋内から屋上広場等に通ずる出入口の戸に設ける施錠装置は、屋内及び屋外からかぎを用いることなく解錠できるもの（火災により煙が発生した場合に自動的に解錠するものを含む。）とすること。ただし、人が常時監視し、火災により煙が発生した際、容易に解錠できる構造のものにあつては、この限りでない。
- (6) 屋上広場の面積は、5 階以上の階のうちその階の興行場、公会堂又は集会場の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計の 4 分の 1 以上とすること。
- (7) バルコニーの面積は、当該バルコニーに避難する階の客席等の床面積に 100 分の 8 を乗じて得た数値（いす席が床に固定されている客席等にあつては、客席等のいす席の席数（長いすにあつては、当該長いすの正面の幅を 40 センチメートルで除した数値（1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。）を当該長いすの席数とみなす。）10 席につき 0.4 平方メートルの割合で計算した数値）の合計以上、かつ、2 平方メートル以上とすること。
- (8) バルコニーの奥行は、75 センチメートル以上とすること。
- (9) バルコニーは、十分外気に開放されていること。
- (10) バルコニーには、地上に通ずる 1 以上の階段、傾斜路、避難はしごその他これらに類するものを設けること。
- (11) 前号の規定により設ける階段は、次に掲げる階段と兼ねないこと。

ア 令第 121 条第 1 項の規定により設ける直通階段（条例第 39 条第 1 項本文の規定により設けるバルコニーに設けるものに限る。）

イ 条例第 39 条第 1 項ただし書の規定により設ける直通階段

本条は、興行場等が 5 階以上に設置される場合の規定であり、避難の安全をさらに強化する意味で屋上広場又は避難上有効なバルコニーの設置について定めています。

● 第1項

屋上広場及び避難上有効なバルコニーは、原則として客席等のある階に設置する必要があります。客席等のある階以外の階に設ける場合は、図1、図2のとおり、客席等から通ずる2以上の避難階段又は特別避難階段を設ける必要があります。

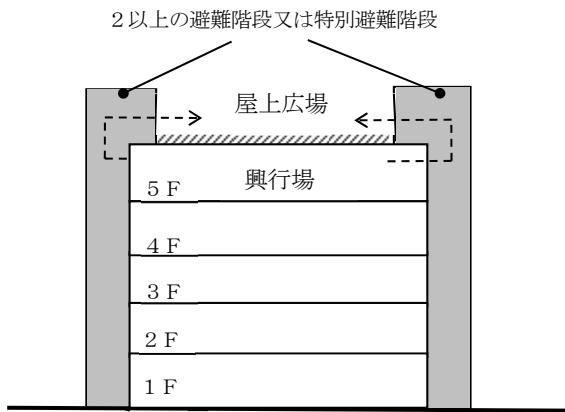


図1 客席等のある階以外に屋上広場を設ける場合

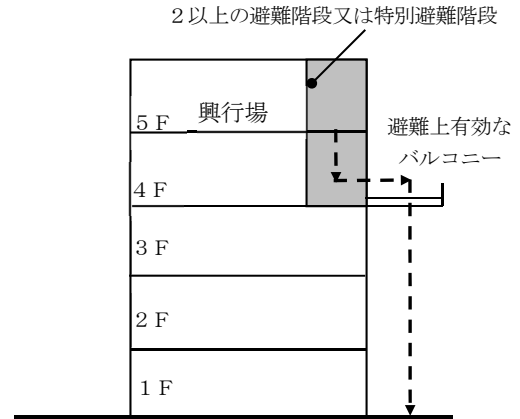


図2 客席等のある階以外に避難上有効なバルコニーを設ける場合

● 第2項

屋上広場及び避難上有効なバルコニーの構造について、細則第21条に定めています。

細則第21条第1号から第5号が共通の基準、第6号が屋上広場の基準、第7号から第11号が避難上有効なバルコニーの基準となります。

○ 細則第 21 条第 10 号、第 11 号

避難上有効なバルコニーには、「地上に通ずる 1 以上の階段等」が必要となります。

条例第 39 条第 1 項本文の規定により、客席等のある階に避難上有効なバルコニーを設けた場合は、図 3 のとおり、「地上に通ずる 1 以上の階段等」は、令第 121 条第 1 項の規定により設ける直通階段と別に設ける必要があります。

また、条例第 39 条第 1 項ただし書の規定により、客席等のある階以外の階に避難上有効なバルコニーを設けた場合は、図 4 のとおり、「地上に通ずる 1 以上の階段等」は、同条同項ただし書の規定により設ける直通階段と別に設ける必要があります。

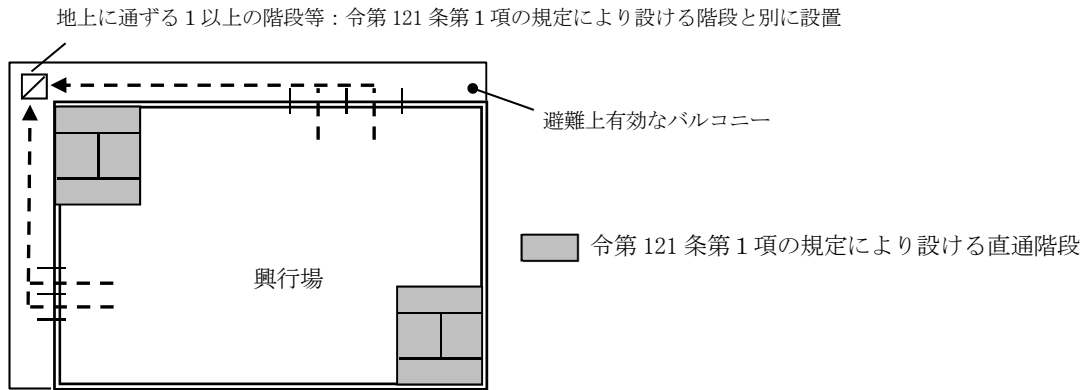


図 3 客席等のある階に避難上有効なバルコニーを設けた場合

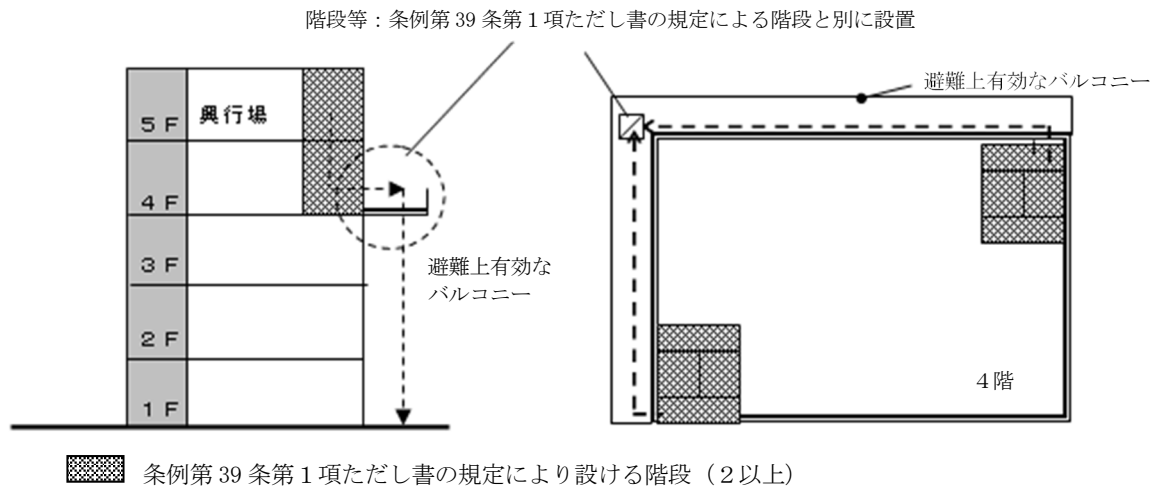


図 4 客席等のある階以外の階に避難上有効なバルコニーを設けた場合

【興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の出口】

第 40 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物の客用の出口の幅は 1.2 メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席等の床面積 10 平方メートルにつき 17 センチメートルの割合で計算した数値（いす席が床に固定されている客席等にあつては、客席等のいす席の席数 10 席につき 8 センチメートルの割合で計算した数値）の合計以上としなければならない。ただし、当該建築物に興行場、公会堂又は集会場以外の用途に供する部分がある場合においては、その客用の出口の幅の合計は、それぞれの用途に供する部分について必要とされる幅の合計の和以上としなければならない。

2 前項の客用の出口のうち、主要な出入口の幅の合計は、同項に規定する客用の出口の幅の合計の 3 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の客用の出口のうち、主要な出入口の部分の床面には段を設けてはならない。

(平 5 条例 43・全改)

本条は、屋外への避難の安全を図るために設けた規定です。

● 第 1 項

客用の出口の最低幅を規定するとともに、その幅の合計を客席等の床面積の合計又は固定いす席の席数により規定しています。ただし書については、第 38 条第 1 項と同様です。

なお、長いすの場合の席数の算定方法は P85 図 1 を参照して下さい。

● 第 2 項

主要な出入口の幅の合計を規定しており、それは前項の客席等の床面積又は固定いす席の席数により計算した数値の 3 分の 1 以上とする必要があります。

● 第 3 項

客が入退場する際の転倒防止のために規定したものです。

【舞台付近の構造】

第 41 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、舞台の床面積が 200 平方メートルを超えるものにあつては、その舞台とこれに附属する各室との隔壁は、準耐火構造とし、又は準不燃材料で造らなければならない。

2 前項の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、舞台と耐火構造の床、壁及び特定防火設備で区画された室については、この限りでない。

(昭 47 条例 11・昭 57 条例 47・旧第 40 条一部改正、平 5 条例 43・全改、平 10 条例 57・平 12 条例 83・一部改正)

● 第 1 項

火災初期の延焼防止を図るため舞台の床面積が 200 平方メートルを超える舞台とこれに附属する各室の隔壁の構造を規定しています。また、隔壁は主要構造部として取り扱います。

● 第 2 項

舞台の上部及び下部に、楽屋、控室その他これらに類するものを設けることを禁止しています。しかし、舞台との間にただし書で規定する区画がされた室の場合は、除外されます。

【制限の緩和】

第 42 条 興行場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物にあつては、市長が周囲の状況又は建築物の規模、構造若しくは配置により、安全上、防火上、避難上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合においては、この節の規定（第 29 条を除く。）は、適用しない。

(平 3 条例 71・旧第 43 条一部改正、平 5 条例 43・全改)

第 29 条については、第 4 項に緩和規定が設けられているため除外しています。

第 43 条 削除

(平 5 条例 43)

第5節の2 遊技場

(平24条例41・追加)

【居室の廊下の幅】

第43条の2 次のいずれかに該当し、周囲を壁、天井、戸等により区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室（以下この節において「個室」という。）を有する遊技場（以下この節において「個室ビデオ店等」という。）の用途に供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。以下この節において同じ。）で、その階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの個室に面する廊下の幅は、その両側に個室がある場合においては1.2メートル以上、その他の場合においては90センチメートル以上としなければならない。ただし、令第119条の規定の適用を受ける廊下については、この限りでない。

- (1) フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスクその他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に係る記録媒体又は電気通信設備を利用して映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) カラオケボックス
- (3) インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (4) 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗
- (5) その他これらに類するものとして規則で定めるもの

(平24条例41・追加)

本節では、個室ビデオ店等について、廊下が狭く、個室からの避難経路が複雑であるという特殊な施設形態を踏まえ、避難安全に関する規定を強化しています。

「個室ビデオ店等」は、次のいずれかに該当し、周囲を壁、天井、戸等により区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室（以下この節において「個室」といいます。）を有するものをいいます。

- ① 個室ビデオ店
- ② カラオケボックス
- ③ 複合カフェ（インターネットカフェ、漫画喫茶など）
- ④ テレフォンクラブ
- ⑤ その他これらに類するものとして規則で定めるもの（※現時点で規則で定めるものではありません。）

なお、ここでいう個室には、トイレ、シャワー室、客が直接利用しない事務室等は含まれません。また、ローパーティションなど上部が開放されているものについては、個室に該当しません。

本条では、火災等の避難時に、個室を利用していた客がそれぞれの個室から廊下へ一斉に集まり混雑することが予想されることから、避難上の安全性を確保するため、客が避難時に利用する廊下の幅を規定します。

客が利用する廊下について、避難上の安全性を確保するため、両側に個室がある廊下の幅は1.2メートル以上、その他の場合は0.9メートル以上とすることを規定しています。廊下の幅については、令第119条の規定がありますが、同規定が適用されない小規模なものに対し、条例により制限を付加したものです。

本節（本条から第43条の4まで）が適用される建築物は、個室ビデオ店等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、個室ビデオ店等の全ての用途に供する部分の床面積を合計した床面積が100平方メートルを超えるものです。また、本条が適用される建築物の部分は、その階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限ります。

なお、ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132 参照）。

また、本条は法第 40 条に基づく規定であり、緩和規定ではありません。よって、令第 119 条の規定の適用を受ける場合については、建築基準法施行令で規定された廊下幅を確保する必要があります。

【直通階段】

第 43 条の 3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階（避難階を除く。）に個室を有するものである場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。ただし、5 階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が 50 平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である 5 階以下の階でその階の居室の床面積の合計が 50 平方メートルを超えないものについては、この限りでない。

2 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50 平方メートル」とあるのは、「100 平方メートル」とする。

3 第 1 項の規定により避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第 120 条に規定する歩行距離の数値の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

（平 24 条例 41・追加、令 6 条例 46・一部改正）

本条では、火災等の避難時に、火元の位置等により短時間で避難経路が遮断される危険性があり、1 つの経路が遮断された場合でも、異なる経路で安全に避難できるよう「個室」から 2 方向の避難経路の確保を規定します。

また、2 以上の直通階段を設けた場合、居室から直通階段に至る経路に重複区間がある場合は、その重複区間について、令第 120 条に規定する歩行距離の数値の 2 分の 1 を超えてはならないよう規定します。

● 第 1 項

「個室」を有する階から、避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けることを規定しています。

● 第 2 項

令第 121 条と同じく、耐火構造等にした場合の緩和措置を設けています。

● 第 3 項

「歩行距離」とは歩行可能な経路の距離であり、個室の区画を考慮した経路の距離となります。個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さを規定したものです。この規定に関しては、令第 121 条第 3 項と同じく、緩和措置を設けています。

【客用の出口】

第 43 条の 4 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階に個室を有するものである場合には、その階における構えには、廊下若しくは広間の類又は階段（当該構えが避難階にある場合にあっては、廊下若しくは広間の類又は屋外）に通ずる 2 以上の客用の出口を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける廊下又は広間の類に通ずる客用の出口に戸を設ける場合は、引き戸又は開放した場合において自動的に閉鎖する構造である外開きの戸としなければならない。

(平 24 条例 41・追加)

本条では、閉鎖的な個室が密集し、個室からの避難経路が複雑となる可能性に対し、1 箇所の出口に客が集中することによる混乱等を避けるため、安全に 2 方向へ避難できるよう、店舗からの出口を 2 箇所以上設置するよう規定します。

● 第 1 項

1 箇所の出口に客が集中することによる混乱等を避けるため、安全に 2 方向へ避難できるよう、図 1 のとおり、店舗からの出口を 2 箇所以上設置するよう規定します。

なお、「構え」とは、独立した使用が可能で、管理についての権原が一の部分（一般には、店舗の区画）をいいます。

● 第 2 項

店舗の出口における外開きの戸については、避難時に開放された状態により、廊下等の幅員を狭め、避難上支障となる可能性があるため、開放した場合でも自動的に閉鎖する構造となるよう規定します。

※ 各個室ごとの扉については、横浜市火災予防条例が適用されるのでご注意ください。

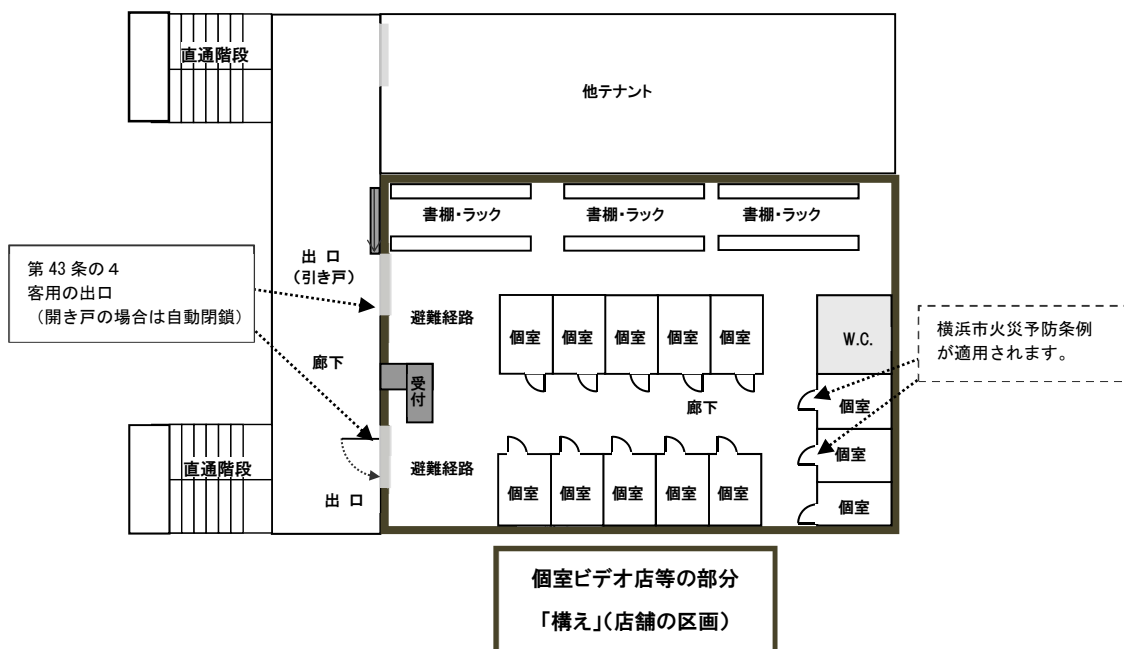


図 1 客用の出口

第6節 公衆浴場

【耐火構造】

第44条 公衆浴場の用途に供する建築物にあつては、次のいずれかに該当する部分の主要構造部を耐火構造としなければならない。

- (1) 浴室の部分の直上に階のある場合においては、浴室の直上の部分の床から下の部分
- (2) 浴室の直下に階のある場合においては、浴室の床から下の部分

(平22条例5・一部改正)

公衆浴場は、常時火気を使用し、多数の人が利用する建築物であるので、防火性能を高め避難の安全を図るため、主要構造部を耐火構造とするよう規定しています。耐火構造としなければならない部分を図示すると次のとおりです。なお、いわゆるサウナ風呂や個室付浴場も公衆浴場です。

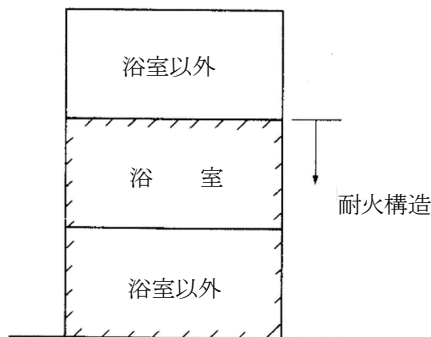


図1 第1号の場合

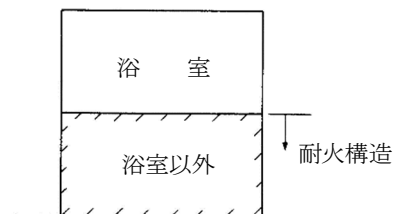


図2 第2号の場合

【火たき場等】

第45条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 周壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床を耐火構造（天井にあつては、令第107条第1号の規定のうち床に関する部分に該当する構造をいう。）とすること。
- (2) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
- (3) 開口部には特定防火設備を設けること。

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、その周壁を耐火構造とし、又は不燃材料で造らなければならない。

(昭47条例11・平12条例83・平22条例5・一部改正)

公衆浴場の火たき場は、火災発生の可能性が高いため、その室の構造を規定しています。

【煙突】

第46条 公衆浴場の煙突の高さは、地盤面から23メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況等により、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(昭40条例53・一部改正)

火の粉による火災の危険性、ばい煙による近隣への影響を考慮して定めたものです。

第7節 自動車車庫及び自動車修理工場

(昭47条例11・全改)

【敷地と道路との関係】

第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この条及び第48条第1項において同じ。）が50平方メートルを超えるものの敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に1箇所と同表に掲げる長さで接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けたものでなければならない。

自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	道路に接する長さ
50平方メートルを超え150平方メートル以下のもの	4メートル以上	4メートル以上
150平方メートルを超えるもの	6メートル以上	6メートル以上

- 2 自動車車庫の用途に供する建築物の敷地が次に掲げる条件に該当する場合においては、前項の規定は、適用しない。
- (1) 建築物に附属する自動車車庫（自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が当該自動車車庫の敷地にある建築物の延べ面積の合計の3分の1以内のものに限る。以下同じ。）の敷地であること。
 - (2) 幅員4メートル以上の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。）に1箇所で敷地の外周の10分の1以上が接し、かつ、その接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行ったものであること。
 - (3) 前号の道路に接する部分のみに自動車用の出入口を設けたものであること。
- 3 第1項の場合において、同項の敷地がそれぞれ同項の表に掲げる幅員の道路に1箇所と同表に掲げる長さで接する部分以外の部分について、前項第2号の条件に該当するときは、当該部分についても自動車用の出入口を設けることができる。

(昭40条例53・昭47条例11・一部改正、平3条例71・全改、平5条例43・平22条例5・平27条40・一部改正)

本条では、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地が接する道路の幅員、その道路が敷地に接する部分の長さ及び自動車用の出入口の位置等について定めています。

「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量125cc以下の自動二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。

また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。

なお、ここでいう自動車車庫には、車庫内の車路、通路を含みますが、自動車車庫と独立した車路の部分（駐停車がないものに限る）が外気に十分開放されている場合は、当該部分は自動車車庫に含みません（図3）。

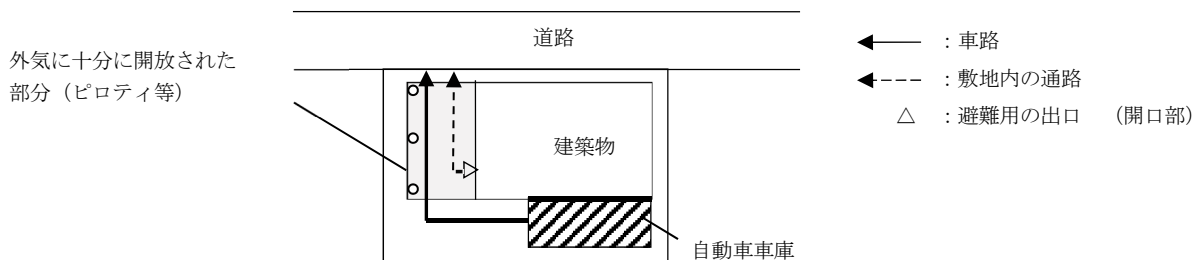


図3 通過のみの車路であり、車路を自動車車庫とは扱わない場合

● 第1項

自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員及びその道路が敷地に接する部分の長さを段階的に定めています（図1、図2）。

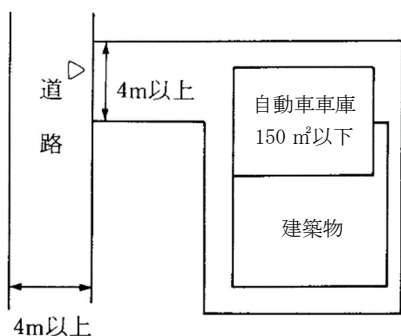
ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が複合する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を全て合計して算出される面積となります。また、同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。（第48条と同様）

なお、2項道路（法第42条第2項の規定により指定された道路）は道路の幅員を4メートルとみなすものであるため、この項でいう「4メートル以上」の道路に含まれます。

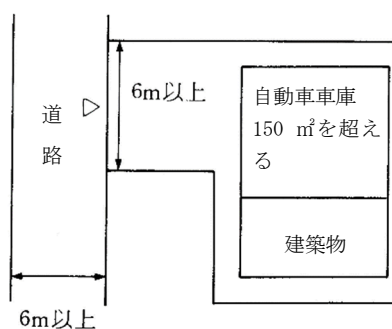
敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22、P23 参照）。

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします（P23 参照）。



(法第42条第2項道路を含む) ▷：自動車用の出入口



▷：自動車用の出入口

図1 自動車車庫の床面積の合計が50㎡を超え150㎡以下の場合

図2 自動車車庫の床面積の合計が150㎡超の場合

● 第2項

附属自動車車庫についての緩和規定であり、適用にあたっては、次の(1)～(3)までの要件を満たすことが必要となります(図3)。なお、自動車修理工場の用途に供する建築物は対象となりません。

- (1) 附属自動車車庫の床面積の合計が、当該敷地内の建築物の延べ面積の合計の3分の1以内であること。
- (2) 幅員4メートル以上の道路に敷地の外周の10分の1以上が接し、かつ、図3のように「公共の用に供する空地」を設けること。この場合の空地は、敷地面積に算入することは可能ですが、青空の空地とします。また、「通行の安全に寄与する整備」とは、前面道路と同等の道路状に整備することをいいます。なお、この項でいう「幅員4メートル以上の道路」とは、「2項道路」等を除いたものです(P24参照)。
- (3) (2)で整備した空地部分のみに出入口を設けること。

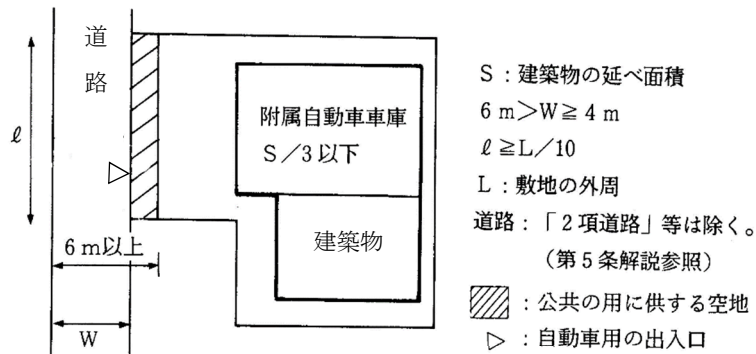


図3 緩和の規定の適用条件

● 第3項

第1項に適合する自動車用の出入口が設けられている場合において、第2項第2号に適合する部分にも自動車用の出入口を設けられることとした緩和規定です。

【自動車の出入口】

第47条の2 前条の自動車の出入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。

- (1) 縦断勾配が100分の12を超える道路
 - (2) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
 - (3) 踏切から10メートル以内の当該道路
 - (4) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
 - (5) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校若しくは児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地又は公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号の規定に基づき設置する都市公園に限る。）の主要な出入口から10メートル以内の当該道路
- （昭40条例53・昭47条例11・旧第47条一部改正、平3条例71・追加、平10条例57・平19条例6・平19条例54・平22条例5・平28条例71・一部改正）

自動車の出入口が急勾配の道路に面していたり、交差点、踏切や小学校、義務教育学校、児童福祉施設、都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園等の主要な出入口の間近にあると交通の安全上好ましくありません。そこで出入口を設ける上で配慮すべき場所として掲げたのが、第1号から第5号までの道路の部分です。

「都市公園法施行令第2条第1項第1号の規定に基づき設置する都市公園」とは、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園又は緑地で地方公共団体が設置するものです。なお、第2号から第5号までで禁止されるのは、道路に接する自動車の出入口の位置であって敷地や自動車車庫等の位置ではありません。従って、敷地がこれらに接していてもその出入口が所定の距離以上離れていれば対象とはなりません。

○ 第1号

縦断勾配100分の12は、開発許可や道路位置指定にあたっての基準（12パーセント以下）を採用したものです。
この縦断勾配とは、道路中心線における縦断勾配をいいます。

○ 第2号

「交差点」とは、車道の交差部分（すみ切り部分を含みます。）をいいます。これは、「道路交通法」における「交差点」が「車道」の交差部分のみを指すのと同じです（図1）。「曲がり角」については道路の内角が120度以下のものが対象となります。また、すみ切りの端から5メートルをとり、反対側に垂線を下ろした範囲には出入口を設置できません。

「車道」が中央分離帯などにより分離している場合は、分離したそれぞれを別の「車道」として扱い、出入口の制限をします。

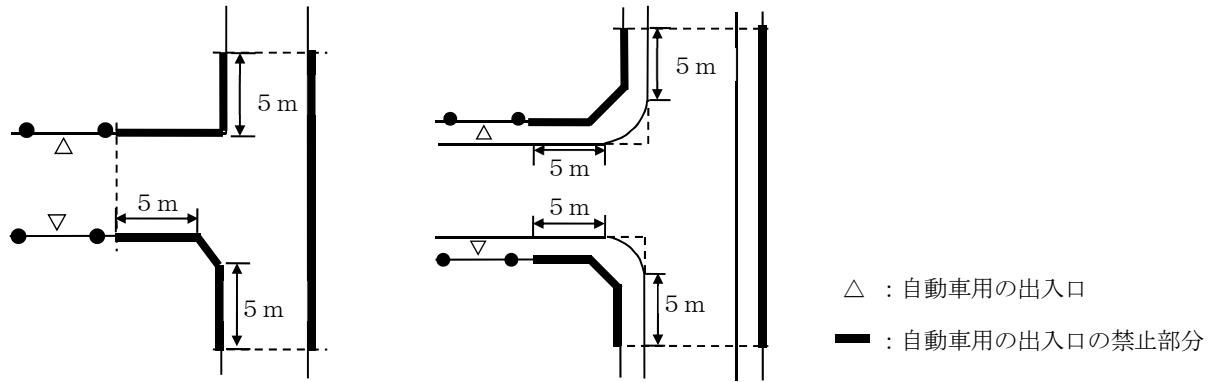


図 1 交差点の場合

○ 第3号

図2のとおり、踏切（線路敷地境界線）から10メートル以内の部分について、自動車の出入口の設置を禁止しています。

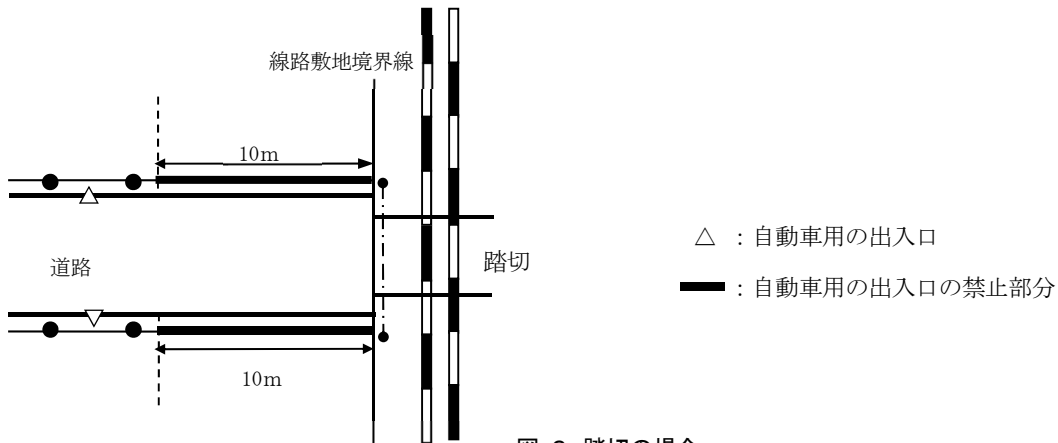


図 2 踏切の場合

○ 第4号

図3のとおり、停留所の標示柱等の中心点から半径10メートル以内の道路の部分を含みます。

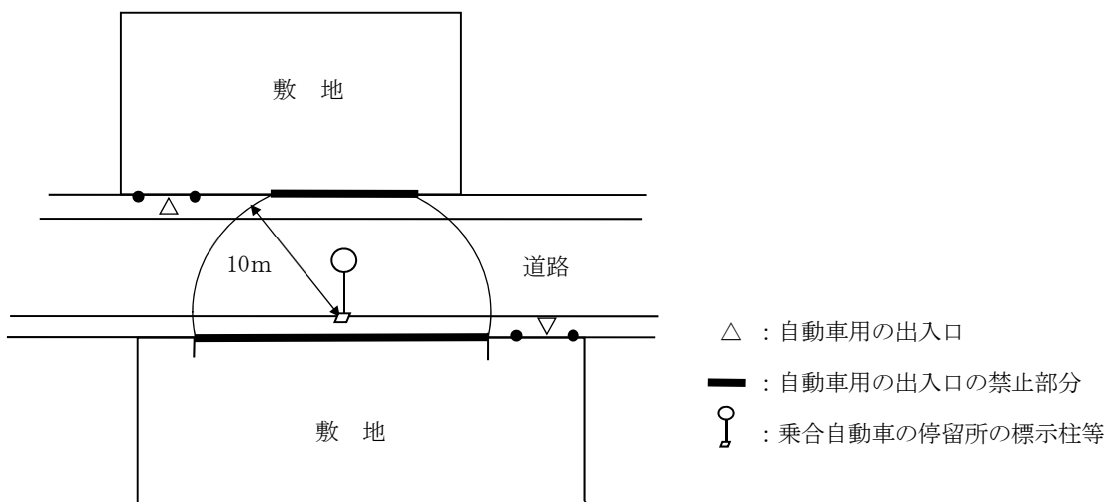


図 3 乗合自動車の停留所の場合

なお、停留所の表示柱等と上家等との一体型の停留所の場合については、図4のとおり、構造物の中心から構造物の車

道側の側端部まで移動させた点から算定します。

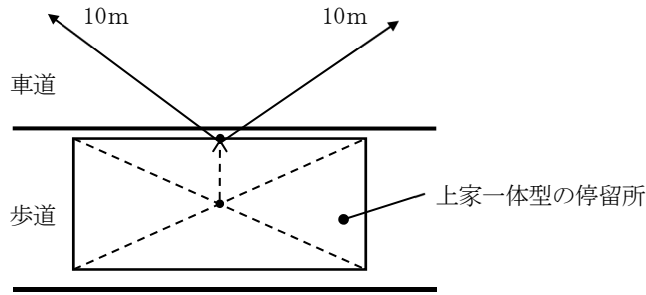


図 4 上家一体型の停留所の場合

○ 第5号

「主要な出入口」とは、建築物の利用者が日常出入りする出入口が対象となり、第4条の2第2項と同様です。(P24 参照)。なお、「主要な出入口」から10メートル以内の当該道路であっても、自敷地の部分には、自動車用の出入口を設けることができます。

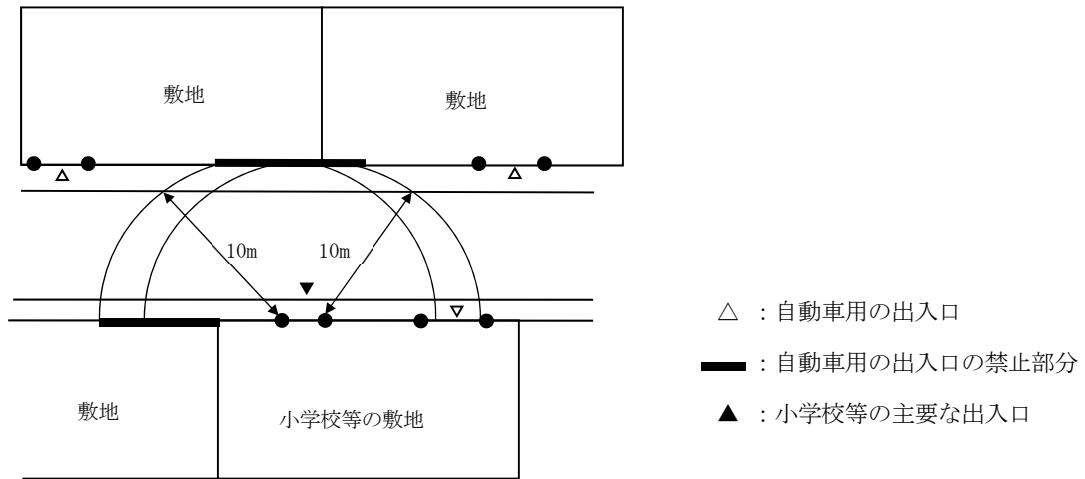


図 5 小学校等の主要な出入口の場合

第47条の3 削除 (平22条例5)

【敷地の自動車用の出口等】

第48条 自動車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものの敷地の自動車用の出口は、前面道路との境界線から2メートル後退した自動車用の通路（次項において「車路」という。）の中心線上1.4メートルの高さにおいて、当該道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において当該道路の通行の見通しができる空地又は空間（内法の高さが2メートル以上のものに限る。）を有しなければならない。

2 自動車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の15台以上の自動車の駐車のために供する部分に特殊な装置を設ける場合にあつては、当該装置の出入口は、次のいずれかに掲げる空地又は車路（以下この項において「空地等」という。）に面して設けなければならない。

- (1) 幅及び奥行又は幅員及び長さが、それぞれ6メートル以上（長さが5メートル以下の自動車のための特殊な装置を設ける場合は、それぞれ5.5メートル以上）の空地等
- (2) 直径6メートル以上（長さが5メートル以下の自動車のための特殊な装置を設ける場合は、5.5メートル以上）の円が内接することができる空地等で、当該空地等内に当該装置に収容する自動車を安全に回転させることができる装置を設けたもの
- 3 前項に規定する建築物の15台以上の自動車の駐車のために供する部分に設ける特殊な装置は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認定したものによらなければならない。
- （昭47条例11・全改、昭57条例47・一部改正、平3条例71・全改、平10条例57・平22条例5・平27条例40・一部改正）

● 第1項

自動車用の「出口」における交通上の安全を確保するための規定です。自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える場合は、出口から前面道路の状況を見通せるような空地又は空間を設けるよう規定したものです。この空地又は空間は、図1のとおり高さ1.4メートルの位置において左右それぞれ60度以上の範囲を見通せる必要がありますが、この範囲内の上部に建築物等がある場合は、図2のとおり内法高さ2メートル以上の空間を確保する必要があります。

ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が複合する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を全て合計して算出される面積となります。また、同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。（第47条と同様）

なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量125cc以下の自動二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。

また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。

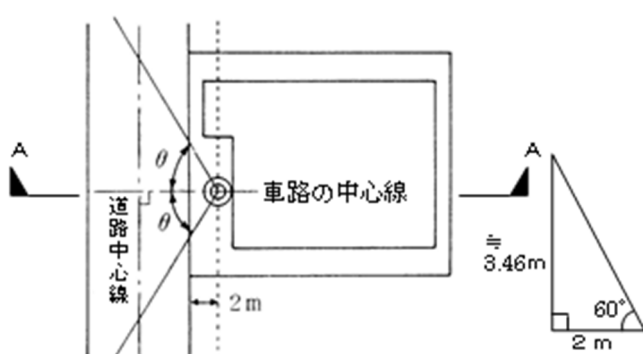


図1 通行の見通しができる空地・空間(平面図)

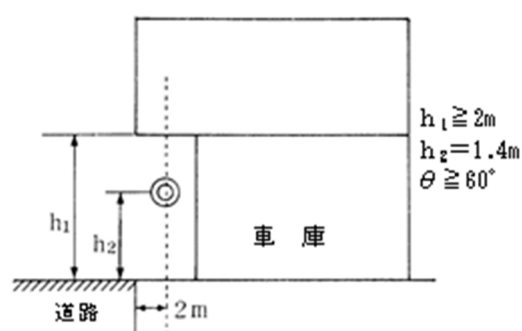


図2 通行の見通しができる空地・空間(A-A断面図)

● 第2項

機械式の立体駐車場などの自動車用の昇降設備の出入口における待機及び回転場所の確保に関する規定です。

駐車装置が安全に利用されるためには、入庫時に昇降設備が下降してくるのを待つ空地、出庫時に方向を変えるための空地等を確保することが必要となります。

そこで、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物内で 15 台以上の駐車ますの部分に機械式の立体駐車場などの特殊な装置を設ける場合について、図 3 及び図 4 のとおり、昇降設備の出入口は、回転、待機等ができる次のいずれかの空地等に面して設けることとしたものです。

ここで「面する」とは、必ずしも「接する」ことを要しませんが、少なくとも間口幅が奥行長さより大きな接続車路を介して容易に出入りできることが必要です。

○ 第 1 号（幅及び奥行又は幅員及び長さがそれぞれ 6 メートル以上の空地等）

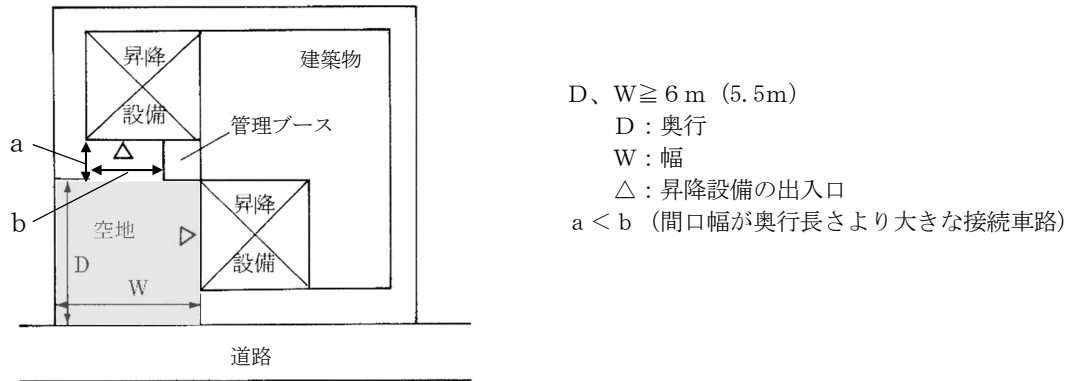


図 3 6m×6m以上の空地等を設けた場合

○ 第 2 号（直径 6 メートル以上の円が内接できる空地等の範囲内に、回転装置を設けたもの）

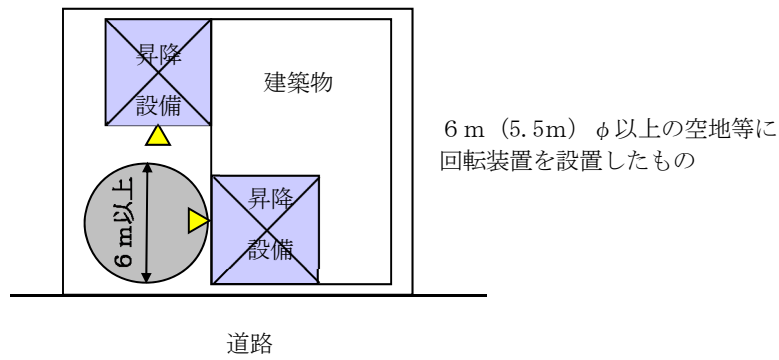


図 4 直径6m以上の空地等に回転装置を設けた場合

【制限の緩和】

第 48 条の 2 前 3 条の規定は、市長が周囲の状況等により、通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(平 22 条例 5 ・追加)

第 47 条、第 47 条の 2 及び第 48 条の市長の許可にかかる緩和規定です。

【耐火構造等】

第 49 条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものが次のいずれかに該当する場合には、その用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を耐火構造としなければならない。

- (1) その用途に供する部分の上に 2 以上の階のあるもの（その用途に供する部分の直上階が 1 戸の住宅の場合を除く。）
- (2) その用途に供する部分の直上階の床面積が 100 平方メートルを超えるもの（直上階が 1 戸の住宅の場合を除く。）
- (3) その用途に供する部分が避難階以外の階にあるもの

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前 2 項の規定は、次のいずれかに掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 下宿、共同住宅、寄宿舎又は長屋の用途に供する建築物に附属する自動車車庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造としたもの
- (2) 階数が 2 以下の独立した自走式の自動車車庫の用途に供する建築物で、防火上支障がないものとして規則で定める構造としたもの

(昭 40 条例 53・昭 47 条例 11・全改、昭 57 条例 47・平 3 条例 71・平 5 条例 43・平 12 条例 83・平 17 条例 105・平 22 条例 5・平 27 条例 40・平 30 条例 51・一部改正)

【防火上支障がない自走式の自動車車庫の構造】

細則第 22 条 条例第 49 条第 3 項第 2 号の規則で定める構造は、次に掲げるものとする。

- (1) 主要構造部は、準耐火構造又は令第 109 条の 3 第 2 号に該当する構造とすること。
- (2) 自動車車庫の用途に供する建築物の水平投影と隣地境界線及び同一敷地内の他の建築物の水平投影との水平距離は、1 メートル以上（各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ 1.5 メートル以上の外壁その他防火上有効な設備を設けた場合にあっては、50 センチメートル以上）とすること。
- (3) 各階の開口部（天井、はりの下端その他これらに類するものからそれらの下方 50 センチメートル以上の距離にある部分までが直接外気に開放されているものに限る。）の面積の合計は、当該階の床面積の合計の 5 パーセント以上とすること。
- (4) 建築物の張り間方向又はけた行方向の水平距離は、55 メートル以内とすること。
- (5) 自動車車庫以外の用途に供する建築物又は建築物の部分に接続しないこと。

● 第 1 項

自動車車庫等の用途に供する部分を有する建築物の場合、自動車車庫等が他の用途の部分に与える防火上、避難上の影響が少なくありません。そこで 1～3 号のいずれかに該当するものにあつては、自動車車庫等の用途に供する部分の主要構造部及び直上階の床を耐火構造とすることと定めたものです。

ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。

なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量 125 cc 以下の自動車二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。

また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。

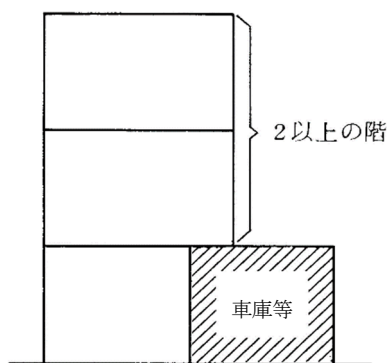


図 1 第1号の場合

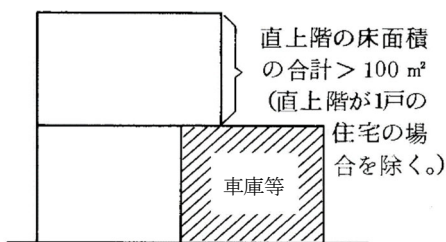


図 2 第2号の場合

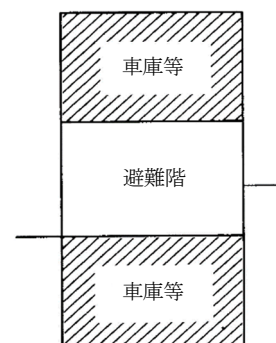


図 3 第3号の場合

● 第2項

自動車車庫等とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、自動車車庫等に供する部分とその他の部分を防火区画するように規定したものです。前項の規定により主要構造部及び直上階の床を耐火構造としなければならない場合には、区画も耐火構造（令第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項に定める構造物）とすべき旨の規定です。

なお、自動車車庫と自動車修理工場が併設する場合は、自動車車庫と自動車修理工場との間で防火区画する必要があるため、注意が必要です。

また、第16条第2項ただし書きの規定については、細則第20条の3において自動車車庫及び自動車修理工場が緩和の対象となっていないため、適用することができません。

● 第3項

○ 第1号

共同住宅等に付属する自動車車庫を1時間準耐火基準（令第112条第2項で定義されるものをいいます。）に適合する準耐火構造とした場合の緩和規定です。

○ 第2号

階数2以下の独立した自走式の自動車車庫の用途に供する建築物の緩和規定です。緩和の適用条件について、細則第22条に定めています。

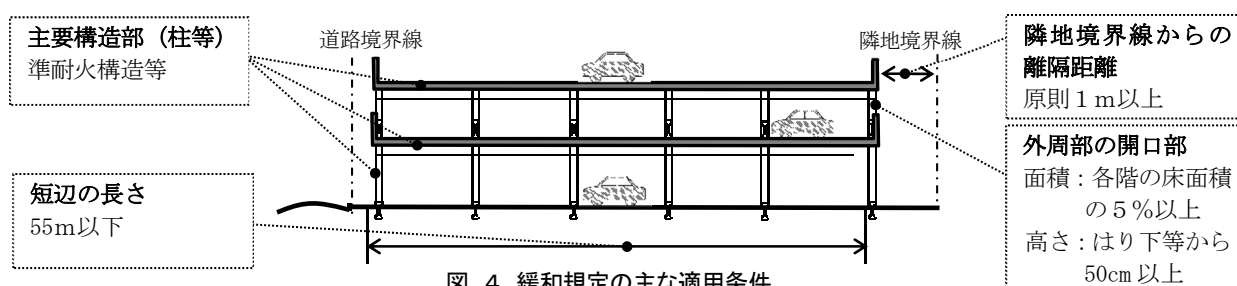


図 4 緩和規定の主な適用条件

【構造設備】

第 50 条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものの構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 床が地盤面下にある場合においては、外気に通ずる適当な換気設備を設けること。
- (2) 床及び地溝は、耐水材料で造り、かつ、排水設備を設けること。ただし、汚水及び廃油が生じないことが明らかな場合その他これに類する場合においては、この限りでない。
- (3) 避難階以外の階にある場合においては、自動車用通路のほか、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又はこれに類する施設を設けること。

(昭 47 条例 11・旧第 51 条一部改正、平 3 条例 71・旧第 51 条繰上・一部改正、平 10 条例 57・平 22 条例 5・平 28 条例 71・一部改正)

自動車車庫等を設ける場合の安全上、衛生上、避難上の規定を定めたものです。

ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。

なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量 125 cc 以下の自動車二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。

また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。

○ 第 1 号

床が地盤面下にある場合には自動車の排気ガスの滞留等による危険が予想されるので、外気に通じる有効な換気設備を設置するよう規定しています。また、床が地上面にある場合でも、排気ガスの滞留が予想される場合には、同様の換気設備を設置することが望まれます。

○ 第 2 号

第 7 条と同趣旨の衛生規定です。洗車や修理等の際の汚水や廃油等が地下に浸透し、地下水を汚染するなどの事態を防止するために、床を耐水材料で造り地下への浸透を防ぐと共に、汚水や廃油等が発生する場合は、これら汚水が流末下水道を汚染することのないように、オイルトラップ等を備えた排水設備を設置することを定めています。なお、「地溝」とは、自動車修理工場の作業場内に設ける自動車の下部の修理を行うための作業空間（ピット）をいいます。なお、オイルトラップを設置するには本市（みどり環境局水・土壌環境課）との協議が必要になります。

○ 第 3 号

避難規定で、避難階以外の階を自動車車庫の用途に供する場合に、運転手等の避難上の安全を確保するために、避難階又は地上に通ずる直通階段等を設置するよう定めています。

(参考) 駐車場法施行令 第 10 条～第 14 条

【開口部の制限】

第 51 条 建築物の一部を自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供するもので、次のいずれかに該当するものにあつては、その用途に供する部分とその他の用途に供する部分との区画部分に次項各号に掲げる開口部を設けてはならない。

- (1) 第 49 条に規定する建築物
- (2) その用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもので、3 階以上の階をその用途に供するもの
- (3) その用途に供する部分の床面積の合計が 150 平方メートル以上のもの

2 前項に規定する開口部は、次に掲げるものとする。

- (1) 床又は天井に設ける開口部（特殊な用途に供するものでやむを得ないものを除く。）
- (2) 自動車車庫の内部に設ける開口部で、その他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口

（昭 40 条例 53・昭 47 条例 11・昭 57 条例 47・一部改正、平 3 条例 71・旧第 52 条繰上・一部改正、平 5 条例 43・平 22 条例 5・平 30 条例 51・一部改正）

● 第 1 項

建築物の一部を自動車車庫等の用途に供する場合は、特に直上階以上の階にある他の用途の部分に与える防火上、避難上の影響が大きいため、その他の用途に供する部分との防火区画部分に第 2 項に掲げる開口部を設けることを制限し、防火及び避難の安全を確保するよう規定したものです。

ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。

なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量 125cc 以下の自動車二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。

また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。

● 第 2 項

○ 第 1 号

床又は天井にマシンハッチ等を設けた場合、この「たて穴」が上部階への火災拡大の要因となることから、やむを得ない場合を除いてこれを禁止したものです。

○ 第 2 号

避難上の安全を確保するために、他の用途に供する部分のための避難用出口を自動車車庫の内部に設けることを禁止したものです。また、自動車車庫と自動車修理工場が併設する場合は、自動車修理工場のための避難用出口も自動車車庫の内部に設けることはできないため、注意が必要です。

なお、ここでいう自動車車庫には、車庫内の車路、通路を含みますが、自動車車庫と独立した車路の部分（駐停車がないものに限る）が外気に十分開放されている場合は、当該部分は自動車車庫に含まれません（P105、P106 図 3 参照）。

第8節 ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場

(昭47条例11・平3条例71・全改)

【敷地と道路との関係】

第52条 ボーリング場、スキー場、スケート場又は水泳場（以下この条において「ボーリング場等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この条において同じ。）に応じて、次の表に掲げる幅員の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この条において同じ。）に1箇所で敷地の外周の長さの7分の1以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

ボーリング場等の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	4メートル以上
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 スポーツの練習場の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に1箇所で敷地の外周の長さの10分の1以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

スポーツの練習場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	4メートル以上
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超えるもの	8メートル以上

3 前2項に掲げる用途に供する建築物の敷地が、次の表に掲げるボーリング場等又はスポーツの練習場の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、同表に掲げる幅員の2以上の道路に敷地の外周の長さの3分の1以上接し、かつ、一の道路に1箇所で敷地の外周の長さの6分の1以上接する場合で、その接する部分にそれぞれ出入口（一の道路にあっては、主要な出入口）を設け、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面するときは、前項の規定は、適用しない。

ボーリング場等又はスポーツの練習場の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	5メートル以上	4メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上

4 第1項及び第2項の規定は、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(昭47条例11・旧第53条全改・平3条例71・全改、平5条例43・平10条例57・平22条例5・平27条例40・一部改正)

本条では、ボーリング場等は不特定多数の人が利用する建築物であるため、避難、通行の安全を図る観点から、ボーリング場等の用途に供する建築物の敷地が接する道路の幅員、その道路が敷地に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。

同一敷地内に複数の建築物がある場合には、敷地内の全ての建築物の「その用途に供する部分の床面積の合計」の和となります。また、ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132 参照）。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入します（P132 参照）。

なお、「主要な出入口」とは、客が日常出入りする出入口が対象となり、第4条の2第2項と同様です（P24 参照）。

● 第1項

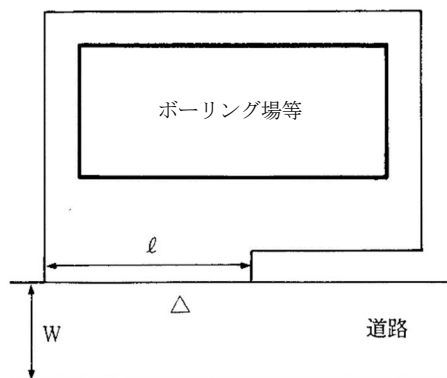
ボーリング場等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員を段階的に定めています（図1）。

ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、ボーリング場等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、ボーリング場等の全ての用途に供する部分の床面積を合計した面積となります。敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22、P23 参照）。

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあってはその道路は「1の道路」として取り扱うものとします（P23 参照）。

なお、敷地が接する道路については、第4条の2第2項と同様に、その種類を限定しています（P24 参照）。



$W \geq$ 第1項の表の道路の幅員

$l \geq L/7$

L : 敷地の外周

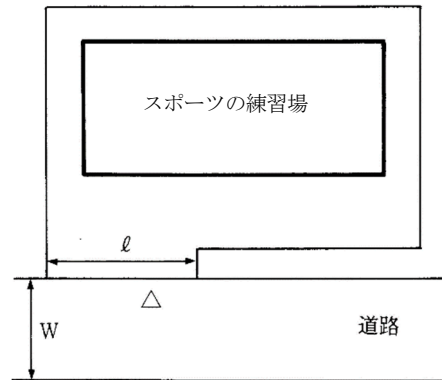
△ : 敷地の主要な出入口

図1 ボーリング場等の場合

● 第2項

スポーツの練習場の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員を段階的に定めています(図2)。スポーツの練習場の用途としては、ゴルフ練習場、テニススクール、バッティング練習場等が考えられます。また、水泳の練習を目的とするスイミングスクールのプールについてもスポーツの練習場に該当します。

敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます(P22、P23参照)。



$W \geq$ 第1項の表の道路の幅員

$\ell \geq L/10$

L : 敷地の外周

△ : 敷地の主要な出入口

図2 スポーツの練習場の場合

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあってはその道路は「1の道路」として取り扱うものとします(P23参照)。

なお、敷地が接する道路については、第4条の2第2項と同様に、その種類を限定しています(P24参照)。

● 第3項

第1項及び第2項の敷地の前面道路が2以上ある場合の緩和規定ですが、「ボーリング場等の用途に供する部分の床面積」と「スポーツの練習場の用途に供する部分の床面積」の合計が3,000平方メートル以下のものについて限定しています。

この場合、2以上の方向への避難を確保するために、これらの道路に敷地の外周の3分の1以上が接し、客用の出口がそれぞれの道路に面していることが必要です。そのうち1の道路には、一箇所で敷地の外周の長さの6分の1以上の長さが接していて、主要な出入口を設けたものとしなければなりません。

ここでいう、「道路に面する」とは、「原則として、建物の出入口から直交方向で道路を見通すことができ、かつ、道路に通じる通路がとれるもので、避難及び通行の安全上支障のない場合」とします。

● 第4項

第4項は、市長の許可にかかる緩和規定です。

第9節 倉庫

(平3条例71・追加)

【敷地と道路との関係】

第53条 倉庫（荷扱場を含む。以下この項において同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物のその用途に供する部分の床面積の合計の和をいう。以下この項において同じ。）に応じて、次の表に掲げる幅員の道路（法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。）に1箇所でも表に掲げる長さで接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたものでなければならない。

倉庫の用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員	道路に接する長さ
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	4メートル以上	6メートル以上
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	9メートル以上
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上	12メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上	15メートル以上

2 前項の規定は、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(平3条例71・追加、平5条例43・平10条例57・平22条例5・一部改正)

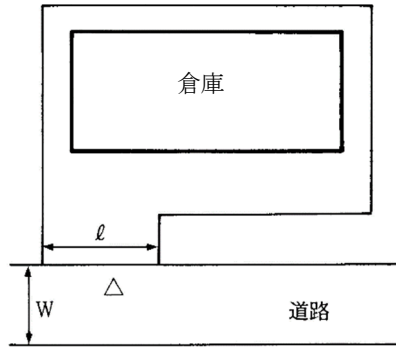
本条では、大規模倉庫の用途に供する建築物の特性を踏まえ、その建築物の敷地が必要とする道路の幅員、道路に接する部分の長さ及び出入口の位置等について定めています。

ここでいう「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします（P132参照）。また、複合用途における共用部分は対象用途の床面積按分により算出される面積を算入します（P132参照）。

● 第1項

倉庫の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、敷地が接する道路の幅員及びその道路が敷地に接する部分の長さを段階的に定めています（図1）。

敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます（P22、P23 参照）。



$W \geq$ 第1項の表の道路の幅員

$l \geq$ 第1項の表の道路に接する長さ

Δ：敷地の主要な出入口

図1 倉庫等が接する道路

「1箇所」で道路に接する長さとは、「1の道路」で接する長さをいいます。

また、前面道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、前面道路の中心線の敷地側から見た角度が120度を超える場合にあっては、その道路は「1の道路」として取り扱うものとします（P23 参照）。

なお、敷地が接する道路については、第4条の2第2項と同様に、その種類を限定しています（P24 参照）。

ここでいう「倉庫（荷扱場を含む。）」には、倉庫業を営む倉庫に限らず一般の集積倉庫、附属倉庫、デパートの配送所及び宅配業等の運送会社の集配施設等も含まれます。一方で、主要用途に包含される倉庫は対象としていません。工場や事務所等の建築物に設けられる備品庫等の床面積の合計が500平方メートルを超える場合も考えられますが、前記の趣旨により、本条の対象とはしません。

● 第2項

市長の許可にかかる緩和規定です。